

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年8月8日提出
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村 英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年8月9日から平成29年8月8日まで) 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

（以下「当ファンド」といいます。）

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

## (3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

## (5)【申込手数料】

ありません。

## (6)【申込単位】

申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 「分配金再投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

#### (7) 【申込期間】

平成28年 8月 9日から平成29年 8月 8日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (9) 【払込期日】

取得申込金額は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申込金額には利息は付されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みの方法

当ファンドは、ラップ口座に係る契約<sup>1</sup>に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドで

す。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者<sup>2</sup>等に限るものとします。

- 1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。
- 2 販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づくSMA口座を開設した者を含む場合があります。

#### 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

MHAM日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）

受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI総合とは、野村証券株式会社が、国内で発行された公募利付債券の流通市場全体の動向を的確に表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。銘柄種別・残存年数別に分類した各セクターポートフォリオに対して、それぞれの投資収益指数が用意され、一定の組入基準に基づいて構成されたインデックス・ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算され、機関投資家に広く認知されています。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

##### <ファンドの特色>

- ・ NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・ 公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。

3,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### <商品分類>

- ・ 商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型  追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型  特殊型

##### ・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・属性区分一覧表

(注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券)	年4回	北米	対象インデックス
資産複合	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	日経225 TOPIX その他 (NOMURA-BPI総合)
	日々	オセアニア	
	その他	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

## ・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
その他 (NOMURA-BPI総合)	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

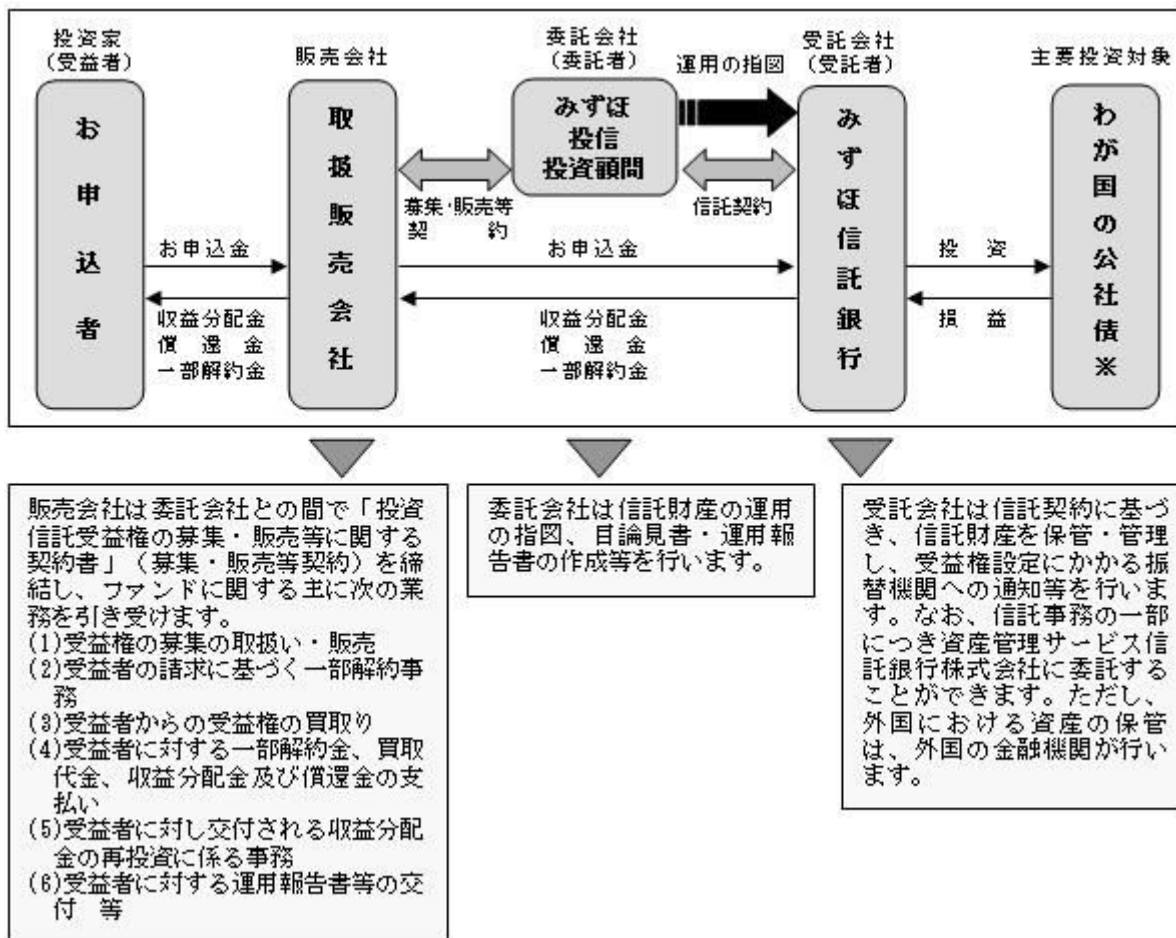
(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年6月3日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み

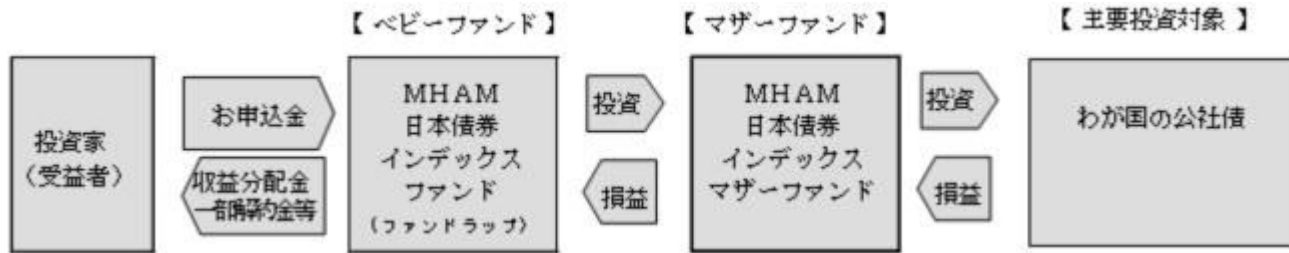


主要投資対象であるわが国の公社債には、主として、MHAM日本債券インデックスマザーファンドを通じて投資を行います。

## ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM日本債券インデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

## ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

## 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成28年5月末日現在)
2. 会社の沿革
  - 昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
  - 平成9年10月1日 「株式会社第一勸業投資顧問」  
「勸角投資顧問株式会社」と合併し、  
「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
  - 平成11年7月1日 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
  - 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

## 3. 大株主の状況(平成28年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	13,662株	1.3%

委託会社は、自己株式を13,662株保有しています。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 運用方法

##### 1. 主要投資対象

MHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### 2. 投資態度

- a. 主として、わが国の公社債を主要投資対象とするMHAM日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、NOMURA-BPI総合の動き



に連動する投資成果を目指します。

b. 公社債の実質組入 比率は、高位を維持することを基本とします。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

c. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、公社債の実質組入時価総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

債券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 有価証券先物取引等」をご参照ください。

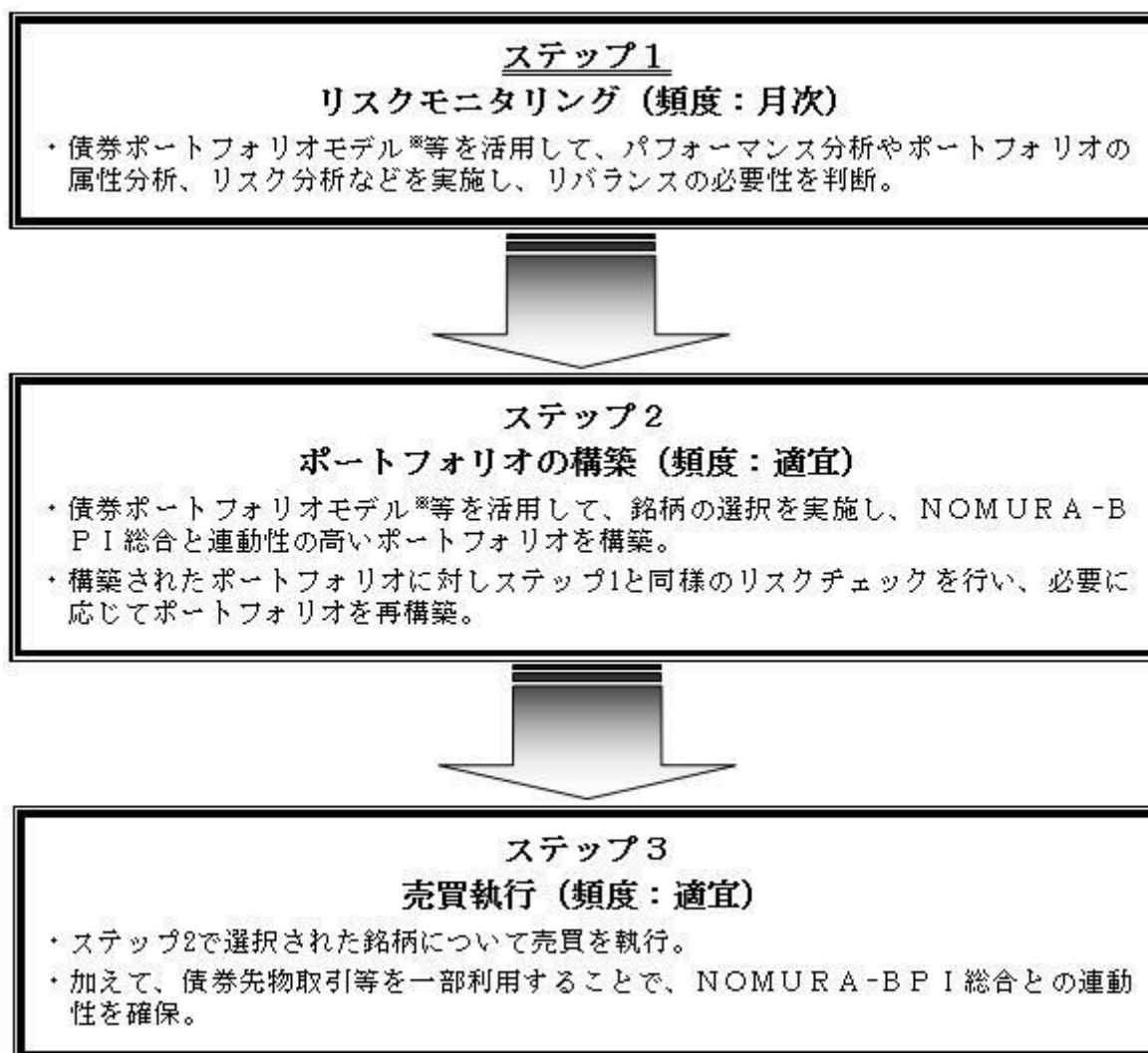
d. マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

#### ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりわが国の公社債に投資を行います。



なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

< 債券ポートフォリオモデルとは... >

デュレーション、残存期間構成、コンベクシティ等の属性をコントロールしながら、NOMURA-BPI総合に連動する銘柄群を効率的に選びだします。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2．次に掲げる特定資産以外の資産

## a．為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM日本債券インデックスマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人が発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
- 7．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 16．外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に

類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

#### 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成28年6月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

#### 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

### （4）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎計算期末（原則として5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。  
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

#### (5)【投資制限】

##### a. 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その実質投資割合が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引(登録予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

#### 投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する

ものとしします。

4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとしします。

#### 金利先渡取引（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとしします。

#### 有価証券の貸付（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

#### 公社債の空売り（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

#### 公社債の借入れ（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第34条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組み入れた公社債の値下がり(NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。)等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。



- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く（金利変動に対する公社債価格の変動が大きく）なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、公社債と債券先物取引等の合計の組入比率が100%を超える場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### <その他>

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

< その他の留意点 >

当ファンドは、ベンチマークであるNOMURA-BPI総合の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、債券先物取引を利用する場合のインデックスと債券先物の値動きの差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

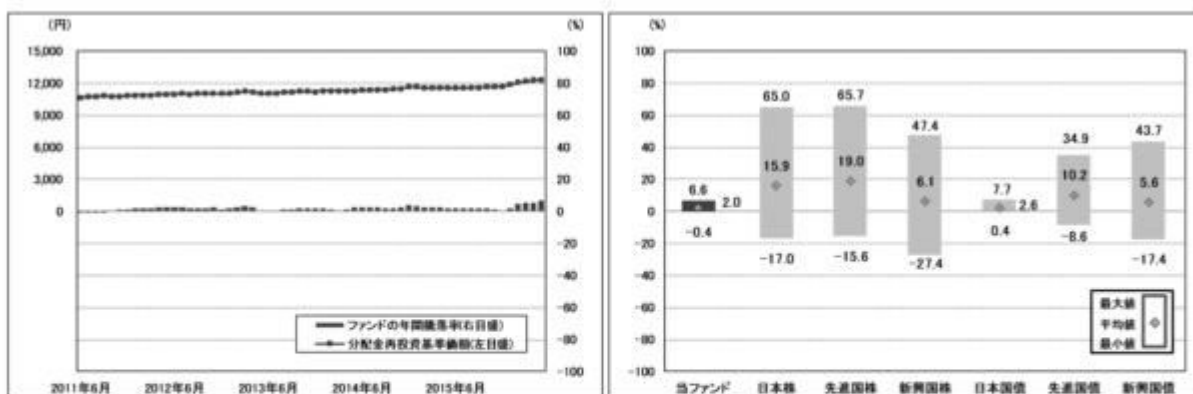
トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2011年6月～2016年5月）

## ◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したもとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）  
年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2011年6月～2016年5月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。  
当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。  
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

## \* 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）

株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.2052%（税抜0.19%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.15%	0.01%	0.03%

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（8%、以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

< 主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容 >

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

## （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1．個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

### 2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度の適用はありません。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 個別元本について

- 1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

上記の内容は平成28年5月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は平成28年 5月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っていません。

## (1)【投資状況】

## MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	70,935,216,452	99.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		406,557	0.00
合計（純資産総額）		70,935,623,009	100.00

## (参考) MHAM日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	96,846,508,700	80.88
地方債証券	日本	7,093,297,896	5.92
特殊債券	日本	9,183,587,884	7.66
社債券	日本	5,504,984,000	4.59
	フランス	101,638,000	0.08

	オランダ	100,975,000	0.08
	オーストラリア	100,706,000	0.08
	スウェーデン	100,546,000	0.08
	小計	5,908,849,000	4.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		706,957,534	0.59
合計(純資産総額)		119,739,201,014	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券インデックス マザーファンド	56,675,628,358	1.2516	70,935,216,453	1.2516	70,935,216,452	99.99

## ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.99
合計		99.99

## (参考) MHAM日本債券インデックスマザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第333回利付 国債(10年)	1,220,000,000	106.30	1,296,872,200	106.42	1,298,324,000	0.6	2024年3 月20日	1.08
2	日本	国債証券	第329回利付 国債(10年)	1,130,000,000	107.32	1,212,742,400	107.41	1,213,823,400	0.8	2023年6 月20日	1.01
3	日本	国債証券	第123回利付 国債(5年)	1,130,000,000	101.32	1,144,949,900	101.30	1,144,712,600	0.1	2020年3 月20日	0.95
4	日本	国債証券	第332回利付 国債(10年)	1,020,000,000	106.18	1,083,042,000	106.29	1,084,219,200	0.6	2023年12 月20日	0.90
5	日本	国債証券	第339回利付 国債(10年)	1,030,000,000	104.98	1,081,296,000	105.09	1,082,457,900	0.4	2025年6 月20日	0.90
6	日本	国債証券	第340回利付 国債(10年)	1,000,000,000	105.02	1,050,203,600	105.13	1,051,380,000	0.4	2025年9 月20日	0.87
7	日本	国債証券	第328回利付 国債(10年)	990,000,000	105.74	1,046,851,800	105.80	1,047,459,600	0.6	2023年3 月20日	0.87
8	日本	国債証券	第341回利付 国債(10年)	1,000,000,000	104.08	1,040,824,000	104.15	1,041,580,000	0.3	2025年12 月20日	0.86

9	日本	国債証券	第338回利付 国債(10年)	990,000,000	104.93	1,038,828,000	105.04	1,039,925,700	0.4	2025年3 月20日	0.86
10	日本	国債証券	第106回利付 国債(5年)	1,030,000,000	100.62	1,036,468,400	100.59	1,036,118,200	0.2	2017年9 月20日	0.86
11	日本	国債証券	第117回利付 国債(5年)	1,000,000,000	101.29	1,012,917,500	101.26	1,012,670,000	0.2	2019年3 月20日	0.84
12	日本	国債証券	第327回利付 国債(10年)	940,000,000	106.87	1,004,653,200	106.92	1,005,057,400	0.8	2022年12 月20日	0.83
13	日本	国債証券	第312回利付 国債(10年)	930,000,000	106.68	992,155,500	106.60	991,380,000	1.2	2020年12 月20日	0.82
14	日本	国債証券	第325回利付 国債(10年)	860,000,000	106.64	917,104,000	106.65	917,224,400	0.8	2022年9 月20日	0.76
15	日本	国債証券	第107回利付 国債(5年)	910,000,000	100.74	916,770,400	100.71	916,515,600	0.2	2017年12 月20日	0.76
16	日本	国債証券	第122回利付 国債(5年)	900,000,000	101.25	911,250,000	101.23	911,115,000	0.1	2019年12 月20日	0.76
17	日本	国債証券	第116回利付 国債(5年)	900,000,000	101.19	910,730,000	101.15	910,395,000	0.2	2018年12 月20日	0.76
18	日本	国債証券	第124回利付 国債(5年)	890,000,000	101.41	902,553,300	101.39	902,371,000	0.1	2020年6 月20日	0.75
19	日本	国債証券	第125回利付 国債(5年)	870,000,000	101.47	882,796,200	101.47	882,849,900	0.1	2020年9 月20日	0.73
20	日本	国債証券	第334回利付 国債(10年)	820,000,000	106.41	872,582,700	106.54	873,660,800	0.6	2024年6 月20日	0.72
21	日本	国債証券	第324回利付 国債(10年)	820,000,000	106.38	872,332,400	106.38	872,340,600	0.8	2022年6 月20日	0.72
22	日本	国債証券	第105回利付 国債(5年)	860,000,000	100.50	864,300,000	100.47	864,110,800	0.2	2017年6 月20日	0.72
23	日本	国債証券	第310回利付 国債(10年)	790,000,000	105.44	832,991,800	105.36	832,391,400	1	2020年9 月20日	0.69
24	日本	国債証券	第330回利付 国債(10年)	770,000,000	107.55	828,141,400	107.64	828,889,600	0.8	2023年9 月20日	0.69
25	日本	国債証券	第126回利付 国債(5年)	810,000,000	101.56	822,639,500	101.56	822,668,400	0.1	2020年12 月20日	0.68
26	日本	国債証券	第305回利付 国債(10年)	770,000,000	105.60	813,129,000	105.49	812,319,200	1.3	2019年12 月20日	0.67
27	日本	国債証券	第315回利付 国債(10年)	750,000,000	107.42	805,657,500	107.33	804,990,000	1.2	2021年6 月20日	0.67
28	日本	国債証券	第354回利付 国債(2年)	800,000,000	100.43	803,496,000	100.40	803,272,000	0.1	2017年7 月15日	0.67
29	日本	国債証券	第115回利付 国債(5年)	790,000,000	101.09	798,634,700	101.05	798,318,700	0.2	2018年9 月20日	0.66
30	日本	国債証券	第342回利付 国債(10年)	780,000,000	102.09	796,317,600	102.18	797,011,800	0.1	2026年3 月20日	0.66

## 口.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	80.88
地方債証券	国内	5.92
特殊債券	国内	7.66
社債券	国内	4.59
	外国	0.33
合計		99.40

## 【投資不動産物件】



## MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

該当事項はありません。

（参考）MHAM日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

該当事項はありません。

（参考）MHAM日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成21年 5月 8日）	1,161	1,161	1.0308	1.0308
第2計算期間末（平成22年 5月10日）	5,099	5,099	1.0558	1.0558
第3計算期間末（平成23年 5月 9日）	5,003	5,003	1.0707	1.0707
第4計算期間末（平成24年 5月 8日）	4,660	4,660	1.0949	1.0949
第5計算期間末（平成25年 5月 8日）	4,307	4,307	1.1190	1.1190
第6計算期間末（平成26年 5月 8日）	4,347	4,347	1.1303	1.1303
第7計算期間末（平成27年 5月 8日）	38,433	38,433	1.1542	1.1542
第8計算期間末（平成28年 5月 9日）	71,483	71,483	1.2319	1.2319
平成27年 5月末日	41,542		1.1554	
6月末日	51,584		1.1545	
7月末日	58,153		1.1575	
8月末日	64,745		1.1592	
9月末日	69,891		1.1623	
10月末日	70,962		1.1666	
11月末日	72,000		1.1662	
12月末日	72,886		1.1731	

平成28年 1月末日	75,248		1.1875	
2月末日	70,578		1.2076	
3月末日	71,724		1.2170	
4月末日	71,248		1.2274	
5月末日	70,935		1.2316	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

#### MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成20年 6月 3日～平成21年 5月 8日	0.0000
第2計算期間	平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日	0.0000
第3計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日	0.0000
第4計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	0.0000
第5計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	0.0000
第6計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	0.0000
第7計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	0.0000
第8計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	0.0000

#### 【収益率の推移】

#### MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成20年 6月 3日～平成21年 5月 8日	3.08
第2計算期間	平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日	2.43
第3計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日	1.41
第4計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	2.26
第5計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	2.20
第6計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	1.01
第7計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	2.11
第8計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	6.73

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

#### （4）【設定及び解約の実績】

#### MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成20年 6月 3日～平成21年 5月 8日	1,455,717,985	328,555,122	1,127,162,863
第2計算期間	平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日	4,945,062,440	1,241,893,656	4,830,331,647
第3計算期間	平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日	2,144,635,570	2,301,336,375	4,673,630,842
第4計算期間	平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日	1,793,763,700	2,210,492,621	4,256,901,921
第5計算期間	平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日	2,626,601,145	3,033,823,546	3,849,679,520
第6計算期間	平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日	1,424,836,053	1,427,919,985	3,846,595,588
第7計算期間	平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日	31,094,719,250	1,643,977,886	33,297,336,952
第8計算期間	平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日	38,780,927,836	14,051,424,909	58,026,839,879

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 参考情報

(2016年5月31日現在)



## 主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

### <資産の組入比率>

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	国内	99.1
	外国	0.3
現金・預金・その他の資産		0.6
合計		100.0

### <種類別組入比率>

種類(種別)	比率(%)
国債証券	80.9
特殊債券	7.7
地方債証券	5.9
社債券	4.9
現金・預金・その他の資産	0.6

### <組入上位10銘柄> 組入銘柄数443銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第333回利付国債(10年)	国債証券	0.6	2024年3月20日	1.1
2	第329回利付国債(10年)	国債証券	0.8	2023年6月20日	1.0
3	第123回利付国債(5年)	国債証券	0.1	2020年3月20日	1.0
4	第332回利付国債(10年)	国債証券	0.6	2023年12月20日	0.9
5	第339回利付国債(10年)	国債証券	0.4	2025年6月20日	0.9
6	第340回利付国債(10年)	国債証券	0.4	2025年9月20日	0.9
7	第328回利付国債(10年)	国債証券	0.6	2023年3月20日	0.9
8	第341回利付国債(10年)	国債証券	0.3	2025年12月20日	0.9
9	第338回利付国債(10年)	国債証券	0.4	2025年3月20日	0.9
10	第106回利付国債(5年)	国債証券	0.2	2017年9月20日	0.9

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2007年はベンチマークの収益率を表示しています。なお、ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2008年は設定日（6月3日）から年末までの収益率、2016年は1月から5月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後2時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、有価証券届出書提出日現在、「分配金受取コース」を取扱う販売会社はありません。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって解約を請求することができます。

す。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後2時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- ・ 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・ 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・ 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額

については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成20年6月3日から無期限とします。

## (4) 【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年6月3日から平成21年5月8日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

## 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

## 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

#### 4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま



す。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期計算期間 (平成27年 5月 8日現在)	第8期計算期間 (平成28年 5月 9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	29,502,013	106,839,539
親投資信託受益証券	38,432,568,996	71,482,529,388
未収入金	-	31,183,240
未収利息	37	-
流動資産合計	38,462,071,046	71,620,552,167
資産合計	38,462,071,046	71,620,552,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,232,360	60,440,801
未払受託者報酬	3,940,387	11,727,637
未払委託者報酬	21,015,346	62,547,342
未払利息	-	271
その他未払費用	656,672	1,910,385
流動負債合計	28,844,765	136,626,436
負債合計	28,844,765	136,626,436
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	33,297,336,952	58,026,839,879
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,135,889,329	13,457,085,852
（分配準備積立金）	265,051,505	4,307,776,933
元本等合計	38,433,226,281	71,483,925,731
純資産合計	38,433,226,281	71,483,925,731
負債純資産合計	38,462,071,046	71,620,552,167

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
営業収益		
受取利息	10,210	31,074
有価証券売買等損益	76,816,540	4,776,889,002
営業収益合計	76,826,750	4,776,920,076
営業費用		
支払利息	-	6,568
受託者報酬	4,896,653	21,143,234
委託者報酬	26,115,374	112,763,776
その他費用	750,631	3,479,590
営業費用合計	31,762,658	137,393,168
営業利益又は営業損失（ ）	45,064,092	4,639,526,908
経常利益又は経常損失（ ）	45,064,092	4,639,526,908
当期純利益又は当期純損失（ ）	45,064,092	4,639,526,908
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	15,259,823	451,122,053
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	501,020,705	5,135,889,329
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,842,349,663	6,335,915,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,842,349,663	6,335,915,678
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,285,308	2,203,124,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,285,308	2,203,124,010
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,135,889,329	13,457,085,852

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成27年 5月 9日から平成28年 5月 9日までとなっております。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

第7期計算期間 (平成27年 5月 8日現在)		第8期計算期間 (平成28年 5月 9日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数  33,297,336,952口	1	計算期間末における受益権の総数  58,026,839,879口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額  1.1542円  (1万口当たり純資産の額) (11,542円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額  1.2319円  (1万口当たり純資産の額) (12,319円)

## （ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
1 分配金の計算過程  計算期間末における費用控除後の配当等収益(142,834,311円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,870,837,824円)、分配準備積立金(122,217,194円)より、分配対象収益は	1 分配金の計算過程  計算期間末における費用控除後の配当等収益(630,402,002円)、有価証券売買等損益(3,469,248,079円)、収益調整金(9,149,308,919円)、分配準備積立金(208,126,852円)より、分配対象収益は13,457,085,852円(1万口当たり2,319円)であ

第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
5,135,889,329円(1万口当たり1,542円)であります、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。	りますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間 (平成27年 5月 8日現在)	第8期計算期間 (平成28年 5月 9日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券  原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
		同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第7期計算期間(自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	79,944,731
合計	79,944,731

第8期計算期間(自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,442,675,176
合計	4,442,675,176

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。



## （関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間 (自 平成26年 5月 9日 至 平成27年 5月 8日)	第8期計算期間 (自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

項目	期別 第7期計算期間 (平成27年 5月 8日現在)	第8期計算期間 (平成28年 5月 9日現在)
期首元本額	3,846,595,588円	33,297,336,952円
期中追加設定元本額	31,094,719,250円	38,780,927,836円
期中一部解約元本額	1,643,977,886円	14,051,424,909円

## （４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成28年 5月 9日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本債券インデックスマ ザーファンド	57,103,794,047	71,482,529,388	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	57,103,794,047	71,482,529,388 100.0%	
合計				71,482,529,388	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM日本債券インデックスマザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）	
（平成28年 5月 9日現在）	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	267,694,617
国債証券	113,253,889,200
地方債証券	6,996,283,888
特殊債券	9,305,971,388
社債券	5,805,894,000
未収利息	280,234,309
前払費用	28,924,723
流動資産合計	135,938,892,125
<b>資産合計</b>	<b>135,938,892,125</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	85,565,759
未払利息	680
その他未払費用	220
流動負債合計	85,566,659
<b>負債合計</b>	<b>85,566,659</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	108,523,414,542
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,329,910,924
元本等合計	135,853,325,466
<b>純資産合計</b>	<b>135,853,325,466</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>135,938,892,125</b>

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券  原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 5月 9日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	108,523,414,542口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.2518円 (1万口当たり純資産の額) (12,518円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

項目	(自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年 5月 9日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>

項目	(平成28年 5月 9日現在)
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成27年 5月 9日 至 平成28年 5月 9日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	6,059,639,700
地方債証券	146,854,768
特殊債証券	225,752,173
社債証券	44,001,000
合計	6,476,247,641

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成28年 5月 9日現在)
期首	平成27年 5月 9日
親投資信託の期首における元本額	49,849,378,175円
期中追加設定元本額	94,993,335,950円
期中一部解約元本額	36,319,299,583円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	108,523,414,542円
動的パッケージファンド<DC年金>	675,592円
コア資産形成ファンド	58,235,214円
MHAM日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)	57,103,794,047円
MHAM 日本債券インデックス・ラップ	255,748,951円

期別	(平成28年 5月 9日現在)
項目	
MHAM日本債券インデックスファンド	118,422,927円
MHAM動的パッケージファンド [ 適格機関投資家限定 ]	31,312,473,168円
MHAM日本債券パッシブファンド [ 適格機関投資家限定 ]	13,997,607,018円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド [ 適格機関投資家限定 ]	5,676,457,625円

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成28年 5月 9日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第353 回利付国債(2年)	450,000,000	451,827,000	
		第354 回利付国債(2年)	800,000,000	803,496,000	
		第355 回利付国債(2年)	620,000,000	622,901,600	
		第356 回利付国債(2年)	400,000,000	402,028,000	
		第357 回利付国債(2年)	430,000,000	432,313,400	
		第358 回利付国債(2年)	350,000,000	351,995,000	
		第359 回利付国債(2年)	420,000,000	422,524,200	
		第360 回利付国債(2年)	300,000,000	301,824,000	
		第361 回利付国債(2年)	750,000,000	754,792,500	
		第362 回利付国債(2年)	350,000,000	352,299,500	
		第105 回利付国債(5年)	1,260,000,000	1,266,375,600	
		第106 回利付国債(5年)	1,030,000,000	1,036,468,400	
		第107 回利付国債(5年)	910,000,000	916,770,400	
		第108 回利付国債(5年)	390,000,000	392,269,800	
		第109 回利付国債(5年)	460,000,000	463,045,200	
		第110 回利付国債(5年)	490,000,000	495,071,500	
		第111 回利付国債(5年)	590,000,000	597,209,800	
		第112 回利付国債(5年)	490,000,000	496,806,100	
		第113 回利付国債(5年)	1,030,000,000	1,042,123,100	
		第114 回利付国債(5年)	560,000,000	567,448,000	
第115 回利付国債(5年)	790,000,000	798,634,700			
第116 回利付国債(5年)	1,300,000,000	1,315,535,000			
第117 回利付国債(5年)	1,600,000,000	1,620,720,000			
第118 回利付国債(5年)	830,000,000	841,703,000			

第119回利付国債（5年）	430,000,000	434,712,800	
第120回利付国債（5年）	880,000,000	893,270,400	
第121回利付国債（5年）	440,000,000	445,143,600	
第122回利付国債（5年）	1,200,000,000	1,215,072,000	
第123回利付国債（5年）	1,130,000,000	1,144,949,900	
第124回利付国債（5年）	1,290,000,000	1,308,201,900	
第125回利付国債（5年）	1,220,000,000	1,238,007,200	
第126回利付国債（5年）	1,310,000,000	1,330,449,100	
第127回利付国債（5年）	700,000,000	711,522,000	
第1回利付国債（40年）	110,000,000	180,050,200	
第2回利付国債（40年）	170,000,000	270,653,600	
第3回利付国債（40年）	210,000,000	337,299,900	
第4回利付国債（40年）	260,000,000	421,210,400	
第5回利付国債（40年）	240,000,000	376,353,600	
第6回利付国債（40年）	260,000,000	402,064,000	
第7回利付国債（40年）	250,000,000	371,512,500	
第8回利付国債（40年）	290,000,000	401,710,900	
第286回利付国債（10年）	520,000,000	531,949,600	
第287回利付国債（10年）	280,000,000	286,745,200	
第288回利付国債（10年）	630,000,000	646,915,500	
第289回利付国債（10年）	600,000,000	617,082,000	
第290回利付国債（10年）	280,000,000	288,621,200	
第291回利付国債（10年）	530,000,000	545,327,600	
第292回利付国債（10年）	370,000,000	383,464,300	
第293回利付国債（10年）	490,000,000	511,354,200	
第294回利付国債（10年）	220,000,000	229,121,200	
第295回利付国債（10年）	340,000,000	352,654,800	
第296回利付国債（10年）	640,000,000	666,681,600	
第297回利付国債（10年）	290,000,000	302,533,800	
第298回利付国債（10年）	560,000,000	582,730,400	
第299回利付国債（10年）	560,000,000	584,897,600	
第300回利付国債（10年）	310,000,000	325,565,100	
第301回利付国債（10年）	510,000,000	537,881,700	
第302回利付国債（10年）	350,000,000	368,039,000	
第303回利付国債（10年）	590,000,000	622,786,300	
第304回利付国債（10年）	450,000,000	473,485,500	
第305回利付国債（10年）	1,070,000,000	1,130,016,300	
第306回利付国債（10年）	690,000,000	734,056,500	
第307回利付国債（10年）	450,000,000	476,982,000	
第308回利付国債（10年）	360,000,000	383,007,600	
第309回利付国債（10年）	750,000,000	791,707,500	
第310回利付国債（10年）	790,000,000	832,991,800	

第3 1 1 回利付国債（10年）	510,000,000	533,261,100
第3 1 2 回利付国債（10年）	1,430,000,000	1,525,652,700
第3 1 3 回利付国債（10年）	700,000,000	752,605,000
第3 1 4 回利付国債（10年）	370,000,000	394,172,100
第3 1 5 回利付国債（10年）	750,000,000	805,657,500
第3 1 6 回利付国債（10年）	580,000,000	620,043,200
第3 1 7 回利付国債（10年）	340,000,000	364,646,600
第3 1 8 回利付国債（10年）	680,000,000	725,600,800
第3 1 9 回利付国債（10年）	480,000,000	516,432,000
第3 2 0 回利付国債（10年）	810,000,000	866,878,200
第3 2 1 回利付国債（10年）	690,000,000	740,611,500
第3 2 2 回利付国債（10年）	400,000,000	426,964,000
第3 2 3 回利付国債（10年）	520,000,000	556,410,400
第3 2 4 回利付国債（10年）	820,000,000	872,332,400
第3 2 5 回利付国債（10年）	1,160,000,000	1,237,128,400
第3 2 6 回利付国債（10年）	490,000,000	520,414,300
第3 2 7 回利付国債（10年）	940,000,000	1,004,653,200
第3 2 8 回利付国債（10年）	1,370,000,000	1,448,720,200
第3 2 9 回利付国債（10年）	1,430,000,000	1,534,790,400
第3 3 0 回利付国債（10年）	1,020,000,000	1,097,030,400
第3 3 1 回利付国債（10年）	510,000,000	540,885,600
第3 3 2 回利付国債（10年）	1,320,000,000	1,401,602,400
第3 3 3 回利付国債（10年）	1,220,000,000	1,296,872,200
第3 3 4 回利付国債（10年）	1,120,000,000	1,191,892,800
第3 3 5 回利付国債（10年）	1,070,000,000	1,130,808,100
第3 3 6 回利付国債（10年）	390,000,000	412,471,800
第3 3 7 回利付国債（10年）	720,000,000	748,915,200
第3 3 8 回利付国債（10年）	1,140,000,000	1,196,281,800
第3 3 9 回利付国債（10年）	1,280,000,000	1,343,769,600
第3 4 0 回利付国債（10年）	1,250,000,000	1,312,775,000
第3 4 1 回利付国債（10年）	1,300,000,000	1,353,079,000
第3 4 2 回利付国債（10年）	780,000,000	796,317,600
第1 回利付国債（30年）	10,000,000	13,741,200
第1 1 回利付国債（30年）	50,000,000	63,350,500
第1 2 回利付国債（30年）	30,000,000	40,136,400
第1 3 回利付国債（30年）	50,000,000	66,154,500
第1 4 回利付国債（30年）	50,000,000	69,808,000
第1 5 回利付国債（30年）	60,000,000	85,008,600
第1 6 回利付国債（30年）	90,000,000	127,908,000
第1 7 回利付国債（30年）	70,000,000	98,427,000
第1 8 回利付国債（30年）	80,000,000	111,236,000
第1 9 回利付国債（30年）	80,000,000	111,537,600
第2 0 回利付国債（30年）	130,000,000	186,427,800



第2 1 回利付国債（3 0年）	110,000,000	153,736,000	
第2 2 回利付国債（3 0年）	180,000,000	259,068,600	
第2 3 回利付国債（3 0年）	150,000,000	216,486,000	
第2 4 回利付国債（3 0年）	130,000,000	188,130,800	
第2 5 回利付国債（3 0年）	120,000,000	169,380,000	
第2 6 回利付国債（3 0年）	310,000,000	445,212,700	
第2 7 回利付国債（3 0年）	270,000,000	396,003,600	
第2 8 回利付国債（3 0年）	310,000,000	457,398,800	
第2 9 回利付国債（3 0年）	310,000,000	453,548,600	
第3 0 回利付国債（3 0年）	360,000,000	521,823,600	
第3 1 回利付国債（3 0年）	330,000,000	473,602,800	
第3 2 回利付国債（3 0年）	390,000,000	571,935,000	
第3 3 回利付国債（3 0年）	480,000,000	674,438,400	
第3 4 回利付国債（3 0年）	400,000,000	584,596,000	
第3 5 回利付国債（3 0年）	470,000,000	667,752,500	
第3 6 回利付国債（3 0年）	460,000,000	657,910,400	
第3 7 回利付国債（3 0年）	540,000,000	762,242,400	
第3 8 回利付国債（3 0年）	360,000,000	501,696,000	
第3 9 回利付国債（3 0年）	310,000,000	441,545,400	
第4 0 回利付国債（3 0年）	280,000,000	392,148,400	
第4 1 回利付国債（3 0年）	310,000,000	426,646,800	
第4 2 回利付国債（3 0年）	310,000,000	427,065,300	
第4 3 回利付国債（3 0年）	320,000,000	441,862,400	
第4 4 回利付国債（3 0年）	290,000,000	401,362,900	
第4 5 回利付国債（3 0年）	330,000,000	439,553,400	
第4 6 回利付国債（3 0年）	410,000,000	547,206,500	
第4 7 回利付国債（3 0年）	390,000,000	532,139,400	
第4 8 回利付国債（3 0年）	390,000,000	511,282,200	
第4 9 回利付国債（3 0年）	370,000,000	485,969,100	
第5 0 回利付国債（3 0年）	160,000,000	182,924,800	
第4 6 回利付国債（2 0年）	40,000,000	44,038,000	
第5 9 回利付国債（2 0年）	10,000,000	11,291,800	
第6 4 回利付国債（2 0年）	30,000,000	34,719,900	
第6 5 回利付国債（2 0年）	60,000,000	69,711,000	
第6 7 回利付国債（2 0年）	50,000,000	58,312,000	
第7 0 回利付国債（2 0年）	50,000,000	60,566,000	
第7 1 回利付国債（2 0年）	40,000,000	47,795,200	
第7 2 回利付国債（2 0年）	110,000,000	131,068,300	
第7 3 回利付国債（2 0年）	40,000,000	47,522,800	
第7 4 回利付国債（2 0年）	40,000,000	47,872,000	
第7 5 回利付国債（2 0年）	40,000,000	48,057,200	
第7 6 回利付国債（2 0年）	70,000,000	82,844,300	

第77回利付国債（20年）	40,000,000	47,698,400
第78回利付国債（20年）	60,000,000	71,260,800
第79回利付国債（20年）	50,000,000	59,845,500
第80回利付国債（20年）	90,000,000	108,551,700
第81回利付国債（20年）	160,000,000	192,206,400
第82回利付国債（20年）	140,000,000	169,506,400
第83回利付国債（20年）	70,000,000	85,026,900
第84回利付国債（20年）	250,000,000	301,237,500
第85回利付国債（20年）	150,000,000	182,761,500
第86回利付国債（20年）	120,000,000	148,597,200
第87回利付国債（20年）	120,000,000	147,403,200
第88回利付国債（20年）	240,000,000	298,672,800
第89回利付国債（20年）	110,000,000	135,768,600
第90回利付国債（20年）	250,000,000	309,715,000
第91回利付国債（20年）	110,000,000	137,425,200
第92回利付国債（20年）	380,000,000	468,650,200
第93回利付国債（20年）	190,000,000	233,283,900
第94回利付国債（20年）	220,000,000	272,527,200
第95回利付国債（20年）	250,000,000	316,340,000
第96回利付国債（20年）	120,000,000	149,155,200
第97回利付国債（20年）	260,000,000	327,217,800
第98回利付国債（20年）	160,000,000	199,534,400
第99回利付国債（20年）	330,000,000	413,100,600
第100回利付国債（20年）	240,000,000	304,411,200
第101回利付国債（20年）	170,000,000	219,680,800
第102回利付国債（20年）	140,000,000	181,567,400
第103回利付国債（20年）	160,000,000	205,558,400
第104回利付国債（20年）	110,000,000	138,644,000
第105回利付国債（20年）	240,000,000	303,427,200
第106回利付国債（20年）	160,000,000	204,270,400
第107回利付国債（20年）	150,000,000	190,324,500
第108回利付国債（20年）	280,000,000	348,185,600
第109回利付国債（20年）	250,000,000	311,672,500
第110回利付国債（20年）	240,000,000	305,390,400
第111回利付国債（20年）	120,000,000	154,710,000
第112回利付国債（20年）	280,000,000	357,316,400
第113回利付国債（20年）	470,000,000	601,473,100
第114回利付国債（20年）	330,000,000	423,746,400
第115回利付国債（20年）	180,000,000	233,580,600
第116回利付国債（20年）	260,000,000	338,559,000
第117回利付国債（20年）	360,000,000	464,119,200
第118回利付国債（20年）	185,000,000	236,537,300
第119回利付国債（20年）	230,000,000	287,601,200

		第120回利付国債（20年）	220,000,000	268,906,000	
		第121回利付国債（20年）	330,000,000	418,542,300	
		第122回利付国債（20年）	260,000,000	326,040,000	
		第123回利付国債（20年）	380,000,000	494,425,600	
		第124回利付国債（20年）	180,000,000	231,415,200	
		第125回利付国債（20年）	210,000,000	276,994,200	
		第126回利付国債（20年）	250,000,000	322,370,000	
		第127回利付国債（20年）	190,000,000	242,194,900	
		第128回利付国債（20年）	360,000,000	460,220,400	
		第129回利付国債（20年）	190,000,000	240,042,200	
		第130回利付国債（20年）	470,000,000	594,930,700	
		第131回利付国債（20年）	170,000,000	212,598,600	
		第132回利付国債（20年）	240,000,000	300,873,600	
		第133回利付国債（20年）	330,000,000	418,806,300	
		第134回利付国債（20年）	210,000,000	267,187,200	
		第135回利付国債（20年）	150,000,000	188,493,000	
		第136回利付国債（20年）	230,000,000	285,188,500	
		第137回利付国債（20年）	180,000,000	226,557,000	
		第138回利付国債（20年）	230,000,000	282,168,600	
		第139回利付国債（20年）	210,000,000	260,973,300	
		第140回利付国債（20年）	510,000,000	642,911,100	
		第141回利付国債（20年）	560,000,000	706,977,600	
		第142回利付国債（20年）	210,000,000	268,550,100	
		第143回利付国債（20年）	360,000,000	449,146,800	
		第144回利付国債（20年）	250,000,000	307,767,500	
		第145回利付国債（20年）	550,000,000	696,855,500	
		第146回利付国債（20年）	620,000,000	786,600,200	
		第147回利付国債（20年）	570,000,000	714,255,600	
		第148回利付国債（20年）	530,000,000	655,572,900	
		第149回利付国債（20年）	660,000,000	817,086,600	
		第150回利付国債（20年）	620,000,000	757,131,600	
		第151回利付国債（20年）	530,000,000	628,479,300	
		第152回利付国債（20年）	670,000,000	795,363,700	
		第153回利付国債（20年）	560,000,000	675,869,600	
		第154回利付国債（20年）	590,000,000	700,625,000	
		第155回利付国債（20年）	600,000,000	689,274,000	
		第156回利付国債（20年）	300,000,000	309,390,000	
	小計	銘柄数：231	100,145,000,000	113,253,889,200	
		組入時価比率：83.4%		83.6%	
	合計			113,253,889,200	
地方債証券	日本・円	第1回東京都公募公債（20年）	100,000,000	110,645,000	
		第7回東京都公募公債（20年）	100,000,000	119,553,000	

第18回東京都公募公債（20年）	100,000,000	126,677,000	
第21回東京都公募公債（20年）	100,000,000	127,477,000	
第652回東京都公募公債	115,000,000	118,136,050	
第681回東京都公募公債	100,000,000	105,363,000	
第687回東京都公募公債	100,000,000	104,885,000	
第746回東京都公募公債	100,000,000	104,075,000	
第3回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	142,864,000	
第176回神奈川県公募公債	100,000,000	104,945,000	
第213回神奈川県公募公債	100,000,000	104,179,000	
第4回静岡県公募公債（15年）	100,000,000	114,819,000	
平成20年度第5回静岡県公募公債	103,100,000	107,118,838	
第13回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	122,632,000	
平成24年度第11回埼玉県公募公債（5年）	100,000,000	100,238,000	
平成25年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	104,925,000	
第15回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	122,922,000	
平成25年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	105,474,000	
平成25年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	104,783,000	
第7回群馬県公募公債（10年）	100,000,000	104,721,000	
第63回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,002,000	
第66回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,666,000	
第69回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,061,000	
第71回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,199,000	
第73回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,662,000	
第74回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,725,000	
第77回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,998,000	
第80回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,407,000	
第87回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,239,000	
第94回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,672,000	
第97回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,671,000	
第100回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,078,000	
第105回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,780,000	
第115回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,898,000	
第120回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,386,000	
第125回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,558,000	
第132回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,746,000	
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,867,000	
平成23年度第2回堺市公募公債	100,000,000	105,528,000	
平成26年度第1回長崎県公募公債	100,000,000	104,083,000	
平成26年度第1回滋賀県公募公債	100,000,000	103,612,000	
平成22年度第1回栃木県公募公債	100,000,000	104,598,000	
平成26年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	103,700,000	
	100,000,000	105,689,000	

		平成23年度第1回新潟市公募公債 (10年)			
		平成27年度第1回奈良県公募公債	100,000,000	100,300,000	
		平成26年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	103,823,000	
		平成26年度第1回浜松市公募公債	100,000,000	102,336,000	
		第16回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	121,653,000	
		第467回名古屋市公募公債(10年)	100,000,000	104,963,000	
		平成26年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	104,409,000	
		平成23年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	105,452,000	
		第29回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	121,747,000	
		平成26年度第4回札幌市公募公債 (10年)	100,000,000	103,877,000	
		第41回川崎市公募公債(5年)	100,000,000	100,498,000	
		第6回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	123,430,000	
		平成20年度第3回福岡市公募公債	100,000,000	103,178,000	
		平成26年度第3回広島市公募公債	100,000,000	103,139,000	
		平成25年度第1回仙台市公募公債	100,000,000	100,584,000	
		第8回さいたま市公募公債	100,000,000	105,428,000	
		平成26年度第1回相模原市公募公債	100,000,000	103,905,000	
		平成26年度第1回三重県公募公債	100,000,000	103,308,000	
		平成26年度第1回岡山市公募公債 (10年)	100,000,000	102,209,000	
		第7回広島県・広島市折半保証広島 高速道路債券	100,000,000	104,725,000	
		第119回愛知県・名古屋市折半保 証名古屋高速道路債券	100,000,000	100,413,000	
		第119回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	104,650,000	
	小計	銘柄数：65 組入時価比率：5.1%	6,518,100,000	6,996,283,888 5.2%	
	合計			6,996,283,888	
特殊債券	日本・円	第3回政府保証原子力損害賠償支援 機構債	100,000,000	100,230,000	
		第19回政府保証株式会社日本政策 投資銀行社債	100,000,000	104,504,000	
		第51回株式会社日本政策投資銀行 無担保社債	100,000,000	100,160,000	
		第54回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	100,000,000	102,619,000	
		第64回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	100,000,000	103,668,000	
		第67回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券	100,000,000	103,950,000	
		第69回日本高速道路保有・債務返 済機構債券	100,000,000	127,709,000	
		第75回日本高速道路保有・債務返 済機構債券	100,000,000	125,021,000	

第80回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,567,000	
第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,500,000	
第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,393,000	
第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,333,000	
第97回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	126,400,000	
第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,834,000	
第101回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,887,000	
第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	106,588,330	
第124回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,056,000	
第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	116,000,000	123,448,360	
第139回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,362,000	
第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,285,000	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,434,000	
第153回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	124,916,000	
第155回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	116,072,000	
第162回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	137,549,000	
第170回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,990,000	
第177回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,211,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,395,000	
第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,430,000	
第202回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	105,000,000	110,323,500	
第211回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,993,000	
第218回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,109,000	
第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,404,000	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,797,000	
第250回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,906,000	
	100,000,000	103,847,000	

第254回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券			
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券（6年）	100,000,000	100,636,000	
第5回政府保証地方公共団体金融機構債券（6年）	100,000,000	100,748,000	
第7回政府保証地方公共団体金融機構債券（6年）	100,000,000	100,588,000	
第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	104,529,000	
第9回政府保証地方公共団体金融機構債券（6年）	100,000,000	100,908,000	
第11回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,691,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	126,545,000	
第15回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,569,000	
第18回公営企業債券（20年）	100,000,000	124,453,000	
第23回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	121,621,000	
第24回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,526,000	
第29回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,405,000	
第36回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,337,000	
第36回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	120,755,000	
第38回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,091,000	
第40回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,003,000	
第44回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	105,032,000	
第71回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,273,000	
F226回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	110,904,000	
第30回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,723,000	
第34回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	100,559,000	
第23回国際協力銀行債券	100,000,000	118,730,000	
第20回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	105,336,000	
第21回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	103,756,000	
第194回政府保証預金保険機構債	100,000,000	100,168,000	
第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,446,000	30,757,237	
第27回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,978,000	44,496,371	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,634,000	64,510,331	
第44回貸付債権担保住宅金融公庫債券	25,758,000	27,963,399	

		第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,986,000	71,047,786
		第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,193,000	78,244,048
		第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,289,000	79,345,109
		第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,767,000	83,736,410
		第76回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,890,000	86,523,336
		第82回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,301,000	92,385,804
		第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,711,000	93,988,420
		第86回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,660,000	96,013,850
		第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,202,000	96,964,564
		第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,767,000	96,871,775
		第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,895,000	99,048,027
		第99回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,267,000	101,511,731
		第35回日本学生支援債券	100,000,000	100,167,000
		第11回沖縄振興開発金融公庫債券	100,000,000	104,134,000
		い第770号商工債	100,000,000	100,528,000
		い第777号商工債	100,000,000	100,666,000
		い第780号商工債	100,000,000	100,849,000
		い第755号農林債	100,000,000	100,520,000
		い第772号農林債	100,000,000	100,676,000
		第277回信金中金債(5年)	100,000,000	100,392,000
		第288回信金中金債(5年)	100,000,000	100,675,000
		第293回信金中金債(5年)	100,000,000	100,636,000
		第186号商工債(3年)	100,000,000	100,299,000
		第70回あおぞら債(3年)	100,000,000	100,209,000
		第18回国際協力機構債券	100,000,000	105,951,000
		第17回政府保証中日本高速道路債券	100,000,000	102,320,000
		第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	107,764,000
	小計	銘柄数: 91 組入時価比率: 6.9%	8,702,744,000	9,305,971,388 6.9%
	合計			9,305,971,388
社債券	日本・円	第8回ノルデア・バンク・アクツイエポラーク・プブリクト円貨社	100,000,000	100,033,000
		第5回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(2013)	100,000,000	101,473,000
		第11回首都高速道路株式会社債	100,000,000	100,448,000



第11回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	100,754,000	
第344回東京交通債券	100,000,000	110,644,000	
第16回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	103,947,000	
第11回ナショナル・オーストラリア銀行円貨社債(2015)	100,000,000	100,332,000	
第27回コーポラティブ・セントラル・ライフアイゼン・ポエレン	100,000,000	100,438,000	
第26回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,869,000	
第56回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	105,261,000	
第26回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	104,279,000	
第22回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,824,000	
第10回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	103,507,000	
第9回日本たばこ産業株式会社社債	100,000,000	100,529,000	
第8回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,966,000	
第49回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	105,029,000	
第4回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	101,453,000	
第65回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	103,747,000	
第23回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	102,149,000	
第1回日本電産株式会社無担保社債	100,000,000	100,469,000	
第36回富士通株式会社無担保社債	100,000,000	101,519,000	
第8回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	105,530,000	
第29回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	102,855,000	
第57回日産自動車株式会社無担保社債	100,000,000	100,647,000	
第12回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	100,408,000	
第53回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100,669,000	
第57回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	113,662,000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	121,944,000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債	100,000,000	120,846,000	
第1回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	100,390,000	
第9回株式会社セブン銀行無担保社債	100,000,000	101,467,000	
第59回株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	100,652,000	

	第35回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	100,617,000	
	第38回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	100,632,000	
	第34回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	100,153,000	
	第12回東京センチュリーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,701,000	
	第31回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	101,334,000	
	第60回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,586,000	
	第167回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	100,684,000	
	第29回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,684,000	
	第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	102,148,000	
	第39回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,368,000	
	第112回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	102,083,000	
	第86回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,512,000	
	第71回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	105,672,000	
	第64回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	104,766,000	
	第65回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	125,009,000	
	第7回西日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	106,211,000	
	第62回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	105,100,000	
	第484回関西電力株式会社社債	100,000,000	103,245,000	
	第311回北陸電力株式会社社債	100,000,000	104,568,000	
	第405回九州電力株式会社社債	100,000,000	104,166,000	
	第315回北海道電力株式会社社債	100,000,000	101,340,000	
	第34回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	105,236,000	
	第30回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	104,386,000	
	第27回株式会社エヌ・ティ・ティ・データ無担保社債	100,000,000	105,953,000	
小計	銘柄数：56 組入時価比率：4.3%	5,600,000,000	5,805,894,000	4.3%
合計			5,805,894,000	
	合計		135,362,038,476	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成28年 5月31日現在です。

### 【純資産額計算書】

#### MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

資産総額	71,141,836,277円
負債総額	206,213,268円
純資産総額（ - ）	70,935,623,009円
発行済口数	57,598,236,973口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2316円

#### （参考）MHAM日本債券インデックスマザーファンド

資産総額	119,800,783,877円
負債総額	61,582,863円
純資産総額（ - ）	119,739,201,014円
発行済口数	95,668,673,138口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2516円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

### （3）受益者に対する特典

ありません。

### （4）譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

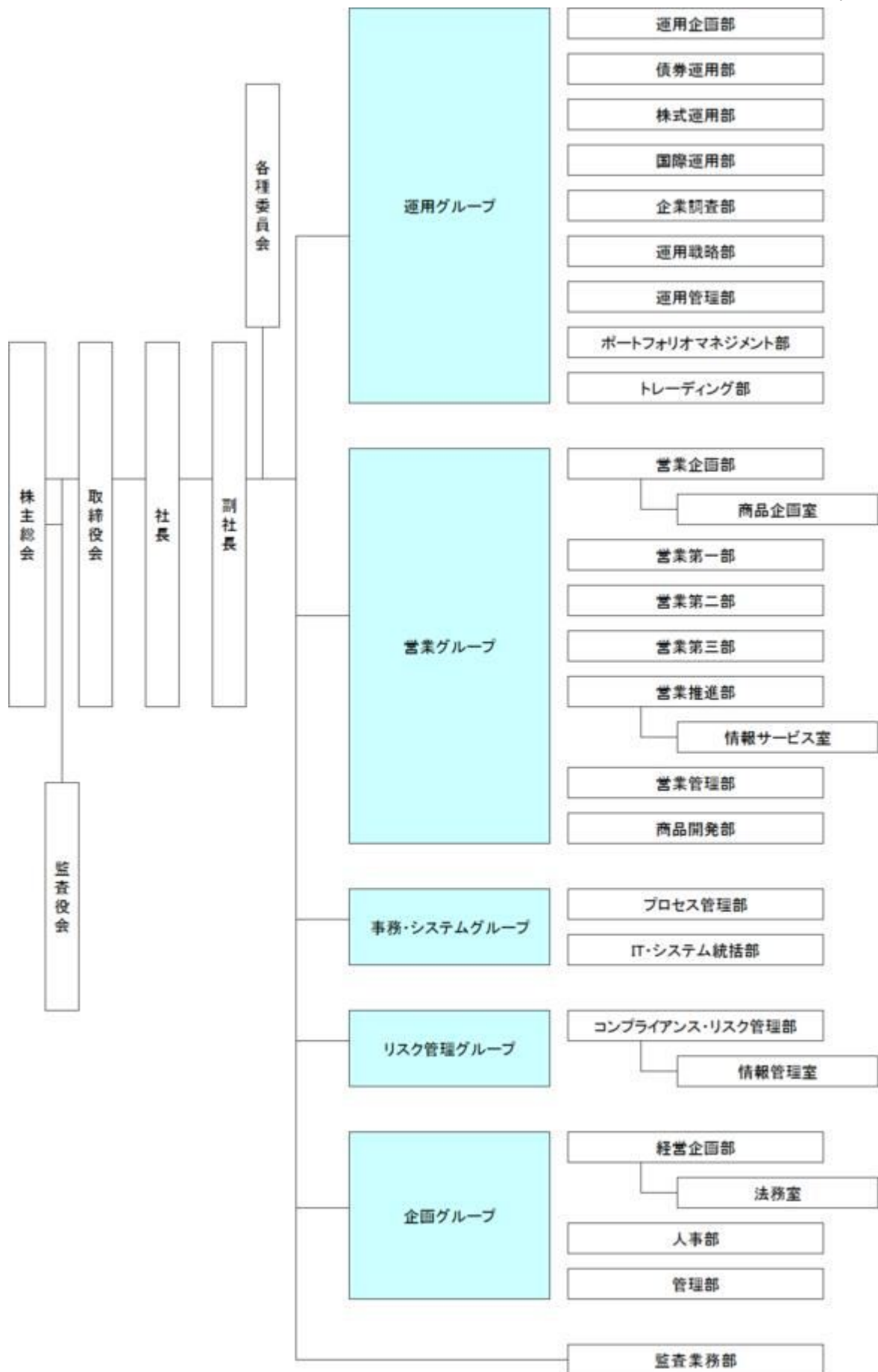
###### (1) 資本金の額

平成28年5月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 会社の機構(平成28年5月末日現在)

会社の組織図



## 運用の基本プロセス

### 1 運用に関する会議および委員会

## a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

## b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

## 2 運用の流れ

## a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

## b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

## c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成28年5月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	329,653,710,450
追加型株式投資信託	231	2,186,251,331,253
単位型株式投資信託	5	11,626,381,586
合計	251	2,527,531,423,289

## 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。



2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位： 千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	20,801,864	20,903,257
有価証券	127,840	82,540
前払費用	156,891	157,231
未収委託者報酬	1,827,951	2,183,032
未収運用受託報酬	1,812,198	1,713,643
繰延税金資産	185,882	162,369
その他流動資産	159,069	293,051
貸倒引当金	1,092	1,185
流動資産合計	25,070,606	25,493,940
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	124,850	100,000
工具、器具及び備品（純額）	71,443	90,655
リース資産（純額）	2,140	818
有形固定資産合計	1 198,434	1 191,474
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	65	35
無形固定資産合計	12,812	12,782
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,987,168	3,260,206
長期差入保証金	360,258	340,503
前払年金費用	331,766	346,659
会員権	8,400	8,400
その他	23,186	19,551
貸倒引当金	19,534	19,404
投資その他の資産合計	4,691,245	3,955,916
固定資産合計	4,902,492	4,160,172
資産合計	29,973,099	29,654,112
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	77,889	29,699
リース債務	2,648	1,202
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	746	833
未払償還金	5,716	3,906
未払手数料	819,341	838,064
その他未払金	86,205	9,022
未払金合計	912,009	851,826
未払費用	2,038,097	1,896,033
未払法人税等	393,574	570,376
未払消費税等	426,857	227,078
賞与引当金	328,900	318,000
その他流動負債	3,075	999
流動負債合計	4,183,052	3,895,216
<b>固定負債</b>		
リース債務	2,088	886
役員退職慰労引当金	104,240	147,427
時効後支払損引当金	8,128	6,471

繰延税金負債	306,725	38,000
その他固定負債	6,926	1,931
固定負債合計	428,109	194,716
負債合計	4,611,161	4,089,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	7,739,742	8,908,993
利益剰余金合計	17,872,927	19,042,177
自己株式	-	377,863
株主資本合計	24,635,002	25,426,389
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	726,935	137,791
評価・換算差額等合計	726,935	137,791
純資産合計	25,361,937	25,564,180
負債純資産合計	29,973,099	29,654,112

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	17,538,139	17,358,667
運用受託報酬	4,463,429	5,050,661
営業収益合計	22,001,569	22,409,329
営業費用		
支払手数料	8,480,510	7,999,728
広告宣伝費	247,790	205,521
公告費	1,140	152
調査費		
調査費	1,259,067	1,312,466
委託調査費	4,883,037	5,299,598
図書費	4,308	3,703
調査費合計	6,146,412	6,615,769
委託計算費	101,919	116,405
営業雑経費		
通信費	59,454	46,151
印刷費	128,143	246
協会費	18,777	20,221
諸会費	2,540	2,317
その他	855,319	958,635
営業雑経費合計	1,064,234	1,027,572
営業費用合計	16,042,008	15,965,148
一般管理費		
給料		
役員報酬	142,983	143,812
給料手当	1,832,723	1,905,880
賞与	295,180	304,122

給料合計	2,270,886	2,353,814
交際費	775	775
寄付金	-	221
旅費交通費	91,851	87,228
租税公課	51,783	76,075
不動産賃借料	339,964	305,351
退職給付費用	126,451	119,608
福利厚生費	368,622	370,689
貸倒引当金繰入	-	93
賞与引当金繰入	319,122	301,698
役員退職慰労引当金繰入	27,249	47,768
固定資産減価償却費	31,216	44,257
諸経費	358,817	269,502
一般管理費合計	3,986,740	3,977,085
営業利益	1,972,819	2,467,095
営業外収益		
受取配当金	7,027	4,242
受取利息	7,340	7,633
有価証券解約益	953	50,674
有価証券償還益	-	56,303
時効到来償還金等	21,856	1,962
時効後支払損引当金戻入額	-	1,311
雑収入	51,171	20,993
営業外収益合計	88,349	143,121
営業外費用		
有価証券解約損	-	278
有価証券償還損	2,197	2,641
ヘッジ会計に係る損失	2,240	-
時効後支払損引当金繰入額	17,685	-
雑損失	63,198	6,767
営業外費用合計	85,321	9,688
経常利益	1,975,847	2,600,528
特別利益		
投資有価証券売却益	10,500	-
特別利益合計	10,500	-
特別損失		
減損損失	1	51,292
事業再構築費用	2	125,173
外国税負担損失	3	53,547
貸倒引当金繰入		19,534
特別損失合計		249,548
税引前当期純利益	1,736,799	2,600,528
法人税、住民税及び事業税	616,760	839,827
法人税等調整額	16,247	40,166
法人税等合計	633,008	879,993
当期純利益	1,103,790	1,720,534

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金		
配当準備積立金		退職慰労積立金	別途積立金				
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剰余金の配当					352,443	352,443	352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,248	41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
		配当準備 積立金	退職慰労 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	-	24,635,002
当期変動額								
剰余金の配当					551,284	551,284		551,284
当期純利益					1,720,534	1,720,534		1,720,534
自己株式の取得							377,863	377,863
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計					1,169,250	1,169,250	377,863	791,386
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177	377,863	25,426,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当期変動額			
剰余金の配当			551,284
当期純利益			1,720,534
自己株式の取得			377,863
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	589,143	589,143	589,143
当期変動額合計	589,143	589,143	202,242
当期末残高	137,791	137,791	25,564,180

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

##### (5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

##### (3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

#### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

##### 1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

##### 2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

##### 3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、軽微であります。

#### 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、「追加情報」に記載のとおり、当社、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積りの変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,598千円減少しております。

#### 追加情報

DIAMアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西 恵正）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤

修一）間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

- 1．商号                  ： アセットマネジメントOne株式会社  
 2．代表者              ： 西 惠正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）  
 3．本店所在地          ： 東京都千代田区丸の内1 - 8 - 2  
 4．統合日              ： 平成28年10月1日

#### 注記事項

##### （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成27年3月31日）		当事業年度 （平成28年3月31日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	111,156千円	建物	136,006千円
工具、器具及び備品	277,249千円	工具、器具及び備品	226,657千円
リース資産	16,185千円	リース資産	17,508千円

##### （損益計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

##### 1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年3月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

##### 2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

##### 3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものではありません。

##### （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

##### 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

##### 2．配当に関する事項

##### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成26年6月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年3月31日	平成26年6月12日

##### （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	13,662	-	13,662

（変動事由の概要）

平成28年1月6日の株主総会決議による自己株式の取得 13,662株

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成28年6月10日 第53回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成28年3月31日	平成28年6月13日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成28年3月31日	平成28年6月13日
	合計	18,999,751,176		18,297		

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理



有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,903,257	20,903,257	-
(2) 未収委託者報酬	2,183,032	2,183,032	-
(3) 未収運用受託報酬	1,713,643	1,713,643	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,282,026	3,282,026	-
資産計	28,081,960	28,081,960	-
(1) 未払手数料	838,064	838,064	-
負債計	838,064	838,064	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(220)	(220)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,564)	(1,564)	-
デリバティブ取引計	(1,784)	(1,784)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	60,720	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,902,546	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,183,032	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,713,643	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	82,540	-	-	-	-	2,395,185
合計	24,881,762	-	-	-	-	2,395,185

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	314,105	316,720	2,615
小計	314,105	316,720	2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

当事業年度(平成28年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	2,698,875	2,500,000	198,875
小計	2,698,875	2,500,000	198,875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	583,151	583,423	271
小計	583,151	583,423	271
合計	3,282,026	3,083,423	198,603

2 当事業年度中に売却したその他有価証券  
該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券  
前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	102,729	953	2,197
合計	102,729	953	2,197

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	738,178	106,977	2,920
合計	738,178	106,977	2,920

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
株式関連  
前事業年度（平成27年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	3,601	3,601
	合計	197,054	-	3,601	3,601

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	148,005	-	220	220
	合計	148,005	-	220	220

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
株式関連  
前事業年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	131,145	-	3,325
	買建	投資有価証券	277,953	-	3,652
	合計		409,098	-	327

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	117,467	-	147
	買建	投資有価証券	179,836	-	1,711
	合計		297,303	-	1,564

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりません。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	357,258千円	331,766千円
退職給付費用	150,018	51,208
退職給付の支払額	21,349	-
制度への拠出額	103,177	66,102
退職給付引当金の期末残高	331,766	346,659

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,318千円	727,842千円
年金資産	1,001,084	1,074,502
貸借対照表に計上された前払年金費用	331,766	346,659

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度58,362千円 当事業年度51,208千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,436千円、当事業年度17,574千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	4,795千円	4,551千円
ソフトウェア償却超過額	69,263	52,651
賞与引当金損金算入限度超過額	108,734	98,134
社会保険料損金不算入額	15,665	14,233
役員退職慰労引当金	34,461	45,488
未払事業税	30,421	39,817
その他	93,137	58,782
繰延税金資産小計	356,479	313,659
評価性引当額	24,103	22,331
繰延税金資産合計	332,375	291,328
繰延税金負債		
前払年金費用	107,027	106,147
その他有価証券評価差額金	346,190	60,812
繰延税金負債合計	453,218	166,959
繰延税金資産の純額	120,843	124,368

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰越税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,569千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,826千円、その他有価証券評価差額金が3,257千円それぞれ増加しております。

#### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### （セグメント情報等）

##### 〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 〔関連情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### （1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	2,629,803	資産運用業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### （1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	3,061,207	資産運用業

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものはありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,542,264	未払手数料	336,556
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	14,108,529	未収委託者報酬	2,053,638

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	24,106.70円	24,618.62円
1株当たり当期純利益金額	1,049.16円	1,639.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		

当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
期中平均株式数（株）	1,052,070	1,049,643

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

**4【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

**5【その他】**

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成28年10月1日に新光投信株式会社、D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントO n e 株式会社に変更する予定です（関係当局の認可等を前提とします。）。)

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注) 資本金の額について 平成28年3月末日現在

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

## 3【資本関係】

平成28年 8月 8日現在、該当事項はありません。

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### <参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。



(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示することがあります。

(7)交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
- ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
- ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
- ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
- ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。
- ・当ファンドを取り扱う販売会社におけるラップ口座に係る契約において提供するファンドラップサービスの名称。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	亀井 純子 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	山野 浩 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)の平成27年5月9日から平成28年5月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)の平成28年5月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。